

所得税 R4 平成 26 年 (Ver.14.10) の予定

所得税 R4 平成 26 年 (Ver.14.10) についてご連絡いたします。
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム

システム名	バージョン
所得税 R4 平成 26 年	14.10

※ E i ボード 14.18 以降がインストールされた環境が必要です。

※ Ver.13.1 で繰越処理済みのデータは「データ変換処理」を行うことにより、14.10 で使用できるようになります。

2. 日程 (予定)

旧製品と同日にダウンロード開始となります。

提供方法	提供日	
E i ボードダウンロードマネージャー	2015 年 1 月 20 日 (火)	
エプソン会計システム「マイページ」		
CD 送品	2015 年 1 月 27 日 (火) 送品開始	
(オプション改版 CD)	顧問	2015 年 1 月 28 日 (水) 送品開始

3. 電子申告更新用、R4 コンバーターの予定

3-1. 電子申告更新用プログラムの予定

電子申告 R4 Ver.14.20 と同時に 2014 年 1 月 30 日 (金) にダウンロード提供を開始します。

3-2. R4 コンバーターの予定

旧製品からのコンバートは、「H25.1→14.1」、「H26.1→14.1」を段階的にリリースします。

旧製品 H25.1 → 14.1 へのコンバート	2015 年 1 月 20 日 (火)
旧製品 H26.1 → 14.1 へのコンバート	2015 年 3 月頃を予定

4. 平成 26 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容

平成 26 年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。

(記載の内容は、旧製品システムインフォメーション No.B4XA042「所得税 平成 26 年版(H26.10)の予定」と同じです。)

4-1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以降、NISA）が創設されました。

NISAは、20歳以上の居住者等を対象として、平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税（非課税期間）となります。

4-2. 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

※平成25年分から平成49年分までの確定申告の際には、基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税が課税されます。

▼上場株式等の譲渡所得等に係る税率【確定申告時】

	平成21年分～25年分 （軽減税率の特例措置）	平成26年分以後
金融取引業者等を通じた売却等	10% （所得税7%、住民税3%）	20% （所得税15%、住民税5%）
上記以外	20% （所得税7%、住民税3%）	

▼上場株式等の配当等に係る税率【確定申告時】

平成21年分～25年分（軽減税率の特例措置）	平成26年分以後
10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）

4-3. 住宅借入金等特別控除等 住宅借入金等の年末残高の限度額等の変更

平成26年から平成29年までに居住した場合(※)の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が変更されました。

(※)住宅等の対価の額等に含まれる消費税等の税率が新税率の場合に限ります。

▼住宅借入金等の特別控除

	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率・控除期間	各年の 控除限度額	最大控除限度額
一般の住宅	4,000 (2,000) 万円	1.0%・10年間 (1.0%・10年間)	40 (20) 万円	400 (200) 万円
認定住宅	5,000 (3,000) 万円		50 (30) 万円	500 (300) 万円

() 内の金額は平成25年分の額。太字は26年分に変更になった箇所。

▼特定増改築等住宅借入金等の特別控除

	特定増改築等限度額	控除率・控除期間	各年の 控除限度額	最大控除限度額
特定増改築等	250 (200) 万円	2.0%・5年間 (2.0%・5年間)	12.5 万円 *1 (12 万円)	62.5 万円 (60 万円)

() 内の金額は、平成25年分の額。太字は26年分に変更になった箇所。

*1: 1,000万円から特定増改築等限度額を差し引いた残額に対して、1.0%の控除率を乗じるため、 $(250 \text{ 万円} \times 2.0\%) + (750 \text{ 万円} \times 1.0\%) = 12.5 \text{ 万円}$ となります。

▼東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除

	再建住宅に係る住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率・控除期間	各年の控除限度額	最大控除限度額
H26/1～3	3,000万円	1.2%・10年間	36万円	360万円
H26/4～H29/12	5,000万円		60万円	600万円

▼住宅耐震改修特別控除

	耐震改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
新消費税率により課されるべき場合	250万円	10%	25万円
旧消費税率のみにより課されるべき場合	200万円		20万円

▼住宅特定改修特別税額控除（高齢者等居住改修工事等）

		改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
H25/1-H26/3		200万円	10%	20万円
H26/4～H29/12	新消費税率により課されるべき場合			15万円
		旧消費税率のみにより課されるべき場合	15万円	

▼住宅特定改修特別税額控除（一般断熱改修工事等）

		断熱改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
H25/1-H26/3		200万円	10%	20万円
H26/4～H29/12	新消費税率により課されるべき場合	250万円		25万円
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	200万円		20万円

併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合は、限度額に100万円が上乗せされます。

▼認定住宅新築等特別控除税額（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）

		認定住宅限度額	控除率	最大控除限度額
H25/1-H26/3（認定長期優良住宅のみ）		500万円	10%	50万円
H26/4～H29/12	新消費税率により課されるべき場合	650万円		65万円
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	500万円		50万円

4-4. 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 控除税率の引き上げ（20%相当額→30%相当額）

平成26年または平成27年の各年における税額控除の適用を受けることができる限度額が、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の30%（改正前：20%）相当額に引き上げられました。

4-5. 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除 控除額の引き上げ（20万円→40万円）

税額控除の適用を受けることができる限度額を基準雇用者1人当たり40万円（改正前：20万円）に引き上げられました。

4-6. 社会保険診療報酬の所得計算の特例 適用対象条件の変更

社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外するとされました。

4-7. 震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例の終了

震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例が当初の予定通り、平成 25 年 12 月 31 日を以て終了となりました。

5. 様式の変更

システムで対応している様式について、主な変更は次のとおりです。
(記載の内容は、旧製品システムインフォメーション No.B4XA042「所得税 平成 26 年版(H26.10)の予定」と同じです。)

5-1. 確定申告書

震災関連寄附に係る寄附金控除の特例の期間終了に伴い、震災関連寄附金額の記載欄が削除されるなどの変更がありました。
項番ずれもなく、全体的に大きな変更はありません。

5-2. 住宅借入金控除の計算書

平成 26 年中に居住の用に供した場合の特定取得に関する計算が必要となったため、二面のレイアウトが変更になりました。(二段の段組みになりました。)

6. システムの主な対応予定 (機能アップ等)

対応を予定している主な内容は以下のとおりです。

6-1. 旧製品財務システムとの連動

旧製品財務システム (InterKX 財務会計、財務応援 Super/Lite) から青色申告決算書/収支内訳書を連動取り込みできるようにします。
なお、自動連動による取り込みは InterKX 財務会計からのみとなります。

6-2. 報酬請求 R4 (Ver.14.14 以降) との連動

報酬請求 R4 で作成された「所得の内訳書」を連動取り込みできるようにします。

6-3. 所得入力画面等 入力レイアウトの改善

多くの画面で水平スクロールバーが表示されている (横スクロールが発生している) ため、入力レイアウトの改善を行います。
なお、画面サイズの基準は「中フォント: 1280×1024」または「小フォント: 1024×768」とします。

上記 3 点以外の変更内容については、リリースインフォメーションでご案内いたします。

7. 連動対象アプリケーション (動作保証バージョン)

連動対象アプリケーションについて、動作保証するバージョンは下表のとおりです。

青色申告決算書/収支内訳書 取り込み	財務 R4 (会計、Professional、Basic、Lite) Ver.14.10 以降 InterKX 財務会計 Ver.5.2 以降 財務応援 Super Ver.9.2 以降、財務応援 Lite 9.1 以降
減価償却費計算書 取り込み	InterKX 減価償却/減価償却応援 Ver.14.0 以降
所得 取り込み	報酬請求 R4 Ver.14.14 以降

下線は自動連動による取り込みに対応しているものです。(なお、報酬請求は自動連動のみ対応)

以上